

- 日時 令和5年（2023年）8月18日（金） 18:00～20:10
- 場所 鎌倉市役所 第一委員会室
- 出席委員 原田委員長、土屋副委員長、東樹委員、西畑委員、曾根委員、山口委員、加茂委員
（以上委員7名出席）
- 事務局 市民防災部：瀧澤次長、大崎課長補佐、本多、小池
- 傍聴者 1名

開会

1 【報告事項】 つながる鎌倉エール事業スタートアップコース審査選考結果、つながる鎌倉エール事業協働コースの応募・進捗状況について

事務局から、資料1-1及び1-2に基づいて説明。

（委員長）ご意見・ご感想などあれば。

（委員）資料1-2「プレゼン欄」の「○」はどのような意味か。

（事務局）選考会に進むことが決定したものについて「○」で示している。

（委員長）次回の推進委員会では協働コースの選考も終わった後になるため、その結果も合わせて報告をお願いしたい。

2 【議題】 具体的な施策について

（1）エール事業見直しの具体的な内容について（協働コース・新コース）

事務局から、資料2-1（1）～資料2-1（3）に基づき説明。

（委員長）まずは協働コースについて。見直し案では、事業実施期間について1年間から3年間という複数年度の事業になったという点と、補助金額の上限について、従来の1年間50万円から3年間150万円となり、採択団体数については3団体から1団体に減るといった内容となっている。

（委員）前回もこのあたりの話をしたかと思うが、複数年度の協働はすごく大事だと思っているので、これによって実現できるなら良いことだと思う。

採択する団体が1団体だけだと競争が厳しくなるという面があるが、3年後には3団体並行して実施する形になるため、この見直し案で良いのではないかと考えている。

（委員）団体を運営する立場で考えたときに、複数年度の制度であることによって、先を見通して事業を構築できることは非常に良い仕組みであると考えている。

先ほどの意見と同じく、採択する団体が1団体という部分については、競争が厳しくなるということと、選考する側としても厳しい視点で審査する必要がある、採択団体数が0になってしまうかという懸念はある。

（委員長）ちなみに神奈川県協働事業負担金の採択数は多いのか。

（委員）令和5年度の対象事業は8件ある。ほかにも、かながわボランティア活動推進基金21としていくつかコースがある。

（委員長）評価のイメージとしては同じような方法か。

（委員）同じ協働であるため、大きな違いはないかと思う。

(委員長) 複数年度で受けられる制度ということが重視され、現在の案に落ち着いてるところではある。

(委員) 藤沢のミライカナエル活動サポート事業については、この事業を設立するときに私自身が藤沢市の市民活動推進委員だったので、創設時との比較にはなるが、これについても同じ協働なので審査項目も大きな違いがあることはないと思う。

中間報告を実施するにあたって、予算要求の時期との関係で致し方ない部分かもしれないが、報告の時期が早いと事業を開始していない段階で報告する必要が生じてしまうため、11月に報告会があると、団体側としてどこまでの進捗をお話していただけるのかという疑問は残る。

(委員長) 報告会の時期をずらすべきということか。

(委員) 中々難しい問題である。行政としてのリミットがあるということも理解できる。

(事務局) この点について中井委員から事前に伺ったお話をご報告したい。1年目については中間報告会までに事業を開始していないことが想定されるため、協定書を締結の準備期間中に、中間報告会までにお互いが達成すべき課題を準備しておくことで、ある程度意義のある報告会になるのではないかとご意見をいただいている。

既に協働事業ガイドラインにおいて、事業実施前における目標の共有といった項目はあるので、それを活用しつつ報告会に臨むことができれば良いと考えている。

(委員) 予定通りに事業が進んだとしたらできるかといったところ。

(委員長) 必ずしも予定通りに事業が進まなかった場合でも、次年度継続してみようというときにどうするかということは課題としてある。継続してみるしかないのかもしれないが。

(委員) 見直し案の事業年度が1年から3年になることについてはすごく良いことだと思う。複数年度になることによって、今までの単年度の事業における提案から長期的な視点で取り組める課題が出てくるだろうと思っており、その部分は評価したい。また、3年目の報告会の時期が早いことに関しては、予算要求の期限もあるので致し方ないことは理解できる。

一方で、3年に延ばすということで、3年目以降も協働を続けられるような事業をどう育てていけるのかという部分が、この見直し案の課題としてあるだろう。毎年の中間の報告会、特に3年目のときに、どうすれば4年目以降も事業を続けられるのかという課題がある。団体が協働を行いたいという意見に行政が積極的でないとき、この報告会をもって、市民の想いをどのようにして事業として継続できるか。

例えば、事業の評価を見える化するといったことが考えられないか。先程の事務局の説明では、県や藤沢市が行っている協働事業の中間報告会における明確な評価基準は無いとのことだったが、これを見える化することはやはり難しいのだろうか。

(委員) 休眠預金の評価基準を当てはめることは厳しいか。

(委員長) 事業を継続できるように、行政による予算化や制度化など、その環境を予め作ることが大切だというご意見である。

(委員) 工夫をしないと3年で事業が終わってしまうのではないかと心配がある。

(委員) そういう見方も確かにあるかと考えていたが、3年で終わらせる事業もちろんあるだろう。

2年で終了という事業もあるかもしれない。反対に、時代の要請によっては事業を更に10年継続する必要が生じることがあるかもしれない。時代背景が変わっていけば事業期間が短くなることも考えられるため、最初から長期的な事業を行うべきという視点に立って整備するのか、ある

いは3年ぐらいの期間で一定の協働の完成形を求めるのか、この点については予め縛らない方が良いのではないかと思うが、いかがか。

例えば単年度で一定の成果を上げ、定量・定性の評価を推進委員会が第三者的にやることによって、ある一定の基準を達成できなければ事業を終了するという制度は可能であろうと思われるが、ここで行う事業は社会貢献の事業となるため、公益性や社会性を考慮すると、年度ごとの報告会における着眼点として重要なことは、その事業がしっかりと前を向いて進んでいるのかという確認を行うことまでになるかと思う。

また繰り返しになるが、やはり3年で終わらせなければならない事業もあるかもしれない。

(委員) 確かに、5年・10年も社会課題が続いていること自体も問題かもしれない。

(委員) 行政においても手の回りきらないような、市民活動団体でないといけない事業というものは永遠にあるものだと思う。

(委員長) 4年目以降の継続はもちろん前提としないまでも、継続したい・すべき事業だと判断できるようなときには、そうできる仕掛けはあった方が良いというところ。

荒川区でモデル事業のような形式で子ども食堂を実施した結果、行政としての重要性が高いとのことで、事業開始から4年目頃に補助金がつくことになった。その結果、爆発的に子ども食堂の事業が増え、公共事業として実施していくという例があった。

継続する必要がなければ終了するということは全く問題ないと思うが、行政がその事業を受け継ぎ、あるいは引き取ってくれるような仕掛けがあるといいかもしれない。そういった協議や、評価という点を視野に入れて報告会に臨むということは大事だと思う。

(委員) 市民活動を3年間続けているとニーズが変わってしまうということについて、話を伺っていてその通りだと思った。また、3年で市民活動団体にいる人も変化してしまう。

このため、どのような選考基準で選ばれるべきかという部分については、例えば、ニーズに沿った事業を行おうとする団体が、初めの2年間は具体的な計画を立て、残り1年間についてはその時のニーズに応じた計画を実施したいというとき、3年間の事業計画を具体化している団体と平等に扱うことができると良いと思う。

選考時に、3年間実施する事業を選考しようということに主眼を置くのではなく、あくまでも事業内容を公正に判断できるような基準であってほしい。

(委員長) 2年間で終わるということもできる見直し案ではある。

中間支援の立場からはいかがか。

(委員) 選考されるのが1団体というのは少し寂しいという感想が一つ。

昨年から毎年活動報告書を出していただくようにしているが、現在センターに登録されている団体は325のうち、実際に提出のある団体は100数十程度となっている。今年も報告書の提出を受け付けているところだが、8月末の締め切りとして現在集まっている数は約120である。

つまり、実際に活動を活発に行っている団体はそのぐらいではないかと考えている。そのうち、3年間の事業計画を立てられる団体は更に少ないと推測している。

また、1年間だけでも事業計画を立てられる団体も多くないと感じているので、この採択団体数の想定で良いと思う反面、可能であれば、選考団体数を1団体ではなく、現在の一年間の上限150万円の金額の範囲の中で、2団体選考できる場合にはそれも可能とすることができると思う。

(委員長) そのようなことは予算上可能なのか。

(事務局) 基本的に難しいだろう。まず、現在の見直し案では1年間に交付できる金額の上限を50万円とし、期間を3年間にすることで、合計して使用できる上限額を150万円としている。このため、団体が1年目で100万円を受け取ることができる制度ではない。

役所の予算は単年度で要求していくので、やはり年間上限50万円という枠の中で事業をしていただく必要が生じる。

例えば、提案された事業の予算が20万円の事業と30万円の事業であれば、2団体採択できるという可能性は生まれる。このとき、採択された団体の次年度の予算が1年目と同様の20万円と30万円の予算であれば問題ないものの、両団体ともに50万円としているような場合には、制度開始後2年目で選ばれるであろう1団体分の予算を使ってしまうことになるため、次の募集の枠がなくなってしまうということが想定される。

この予算上限の中でどのように採択団体数を増やすかということについては、2つ方法がある。

1つは、提案団体数が2団体の場合、団体自身が予算額を各50万円から各25万円、もしくは20万円と30万円の事業に組み換えてもらうことで、年間2団体採択することが可能となる。しかし、50万円を上限として募集している事業にもかかわらず、金額を減らしてくれとお願いするのは難しいだろう。

2つ目としては、協働コースの1団体の年間上限額そのものを25万円と見直すことが考えられる。これまでの協働コースは50万円だったものを、令和6年度からは25万円の3年間の事業として募集するという見直しも可能ではある。しかし、これまでの議論では協働事業を行うために年間50万円は必要だろうとしてきた中で、1年間25万円という金額で協働事業を募集するき、その金額でどのような提案がされるのか、何ができるのかという課題が生じてしまうことになる。

(委員長) これは難しいかもしれない。

(委員) 昨今の経済情勢を踏まえて今後5年・10年のスパンで考えたときに、50万円でも足りないだろう。どのようにこの金額を設定するかというのは難しいが、行政でインフレ率を計算して見込むことはできないと思う。また、先ほどご説明のあったように、協働コースの趣旨からしても金額を半分に分けても意味はないだろう。

(委員長) 中間支援としてのお立場からすると、採択団体数が多いことは大事なことだが、制度上やむを得ない部分があるかもしれない。

この予算は継続費として計上するのか。

(事務局) 単年度予算として要求するものになる。債務負担行為や継続費として計上できる項目は予め決まっているので、この事業は単年度予算として計上していく。ただ、この事業は市の重点事業ということで、いわゆるその他の事業とは別に、企画課と財政課の承認を得て、年間150万円を協働コースとして使えるという位置づけとなるため、よほどのことがない限り150万円の予算が使えなくなるということはあまり想定してないが、採択された団体が3年間で150万円を必ず使うことができることを担保する事業ではないということには留意が必要である。

(委員長) 重点事業であるということから、4年目以降の事業として市民活動団体ではなく市の施策としてやるべきものだ、という議論があったとき、市として事業化や予算化も検討するという協議のためにはどのような手段が考えられるか。

(事務局) 4年目以降も行政として必要だとして最初から採択された事業であれば、3年目の中間報告の際にその点について触れ、市が積極的に予算化していくべきだという意見書のような意味合いのものを出せるような仕組みだと良いと思う。

担当課の予算要求にあたって、担当課の後押しになるような意味合いを持った意見書のような形にできれば良いと思っている。

(委員長) その形式で整備してもらえるとありがたい。

私が茅ヶ崎市で協働事業の委員をやっている中での例で言うと、子どもの学習支援を助成金で実施していたものが、助成金が終了したときに事業自体も終了してしまったことがあった。

行政が予算化しない施策で、市民からは必要とされている事業について市民活動団体が自発的に行っているような事業については、行政に引き継ぎができるような制度であると良いと思う。

(委員長) 新コースについてのご意見はいかがか。検討いただきたい内容としては、採択団体数の部分がメインとなる。2団体なら各50万円、5団体まで増やすと、1団体あたり20万円となるという案となっている。どのような団体を想定するかによって変わってくる部分となる。

(委員) 協働コースの見直し案では、事業の性質上比較的大きな団体が採択される可能性が高い思っており、それに対して新コース案は、団体のチャレンジ精神を応援したいという趣旨であると理解した。そういった趣旨であれば、まだ小さな団体に数多く支援するという想定とし、5団体20万円はいかがか。この内容であれば小さな団体にもチャンスがあるかもしれない。

(委員) 私はどちらかと言うと、自力で活動する力はあるものの、ある程度お金も必要だという団体をターゲットにして、20万円の補助を受けてもあまり意味がなく、むしろ50万円くらい欲しいのではないかと思っている。

ある程度自力で活動する力を持っている団体は、協働せずに自分の団体だけで活動できることが多いので、将来的に行政からの受託も受けられるような団体をターゲットにするのであれば50万円くらいが妥当なのではないかという考え方もあるかと思う。

小さな団体や立ち上げたばかりの団体はスタートアップコースを活用するだろう。

(委員) 先ほどの協働コースの見直し案と対比したとき、協働コースは団体が行う事業に対する補助であり、新コースは事業補助ではなく団体の育成支援という意味合いが強い趣旨であるという説明であったと思う。

例えば、活動を維持・発展させるための資金繰りが厳しいという団体から提案があったときに、新コースは単年度の事業となるので、補助を受けた次の年にはその補助がなくなることを考えたとき、補助額と同等以上の資金を自力で確保できるような形に1年かけて成長していくことが理想だと思う。

しかし、補助額が大きい場合に前年の補助額と同規模の事業を行おうとするとき、その事業に見合う資金を各団体が確保していくことは難しいのではないかと思った。

事業補助ではなく団体の育成支援という趣旨であれば、副委員長が先程おっしゃっていた内容も十分理解できるところではあるが、補助額を大きくしてしまうと、その次年度に団体が苦しくなってしまうのではないかという心配がある。

(委員長) これまで見てきた他の補助金などの例で言うと、副委員長がおっしゃったように、おそらく50万円取ろうとする団体はいろいろな補助金に申請をして予算のやりくりしていることが多く、例えば新コースの50万円を受けることができたなら、次の年にはまた別の補助金に申請した

から資金を調達するということができる団体だろう。

この点から、対象団体を小さい団体とすると、事業の立ち上げや活動を継続する上で少しでも補助があると助かるといった団体であれば、20万円という内容もあり得るかと思う。

やはりどのような団体を想定するかという問題だろう。

(委員) 私がイメージしていた団体は、設立から大体4、5年くらいの、予算規模が100万から300万円程の団体であった。この予算のうち10分の1程度の30万円の補助であれば、たとえ次の年に補助を受けられなくなったとしても、その規模であれば何とか運営は継続できるのではないかと。

そうすると、3団体、30万円くらいの規模がいいのかと思っている。もしこのように新設すると、1団体あたりの金額は、スタートアップコースが10万円、新コースが30万、協働コースが50万円というように段階が踏めるのではないかとイメージした。

(委員) 段階を踏んでいくことがイメージできて良いかもしれない。

(委員) 団体数、上限額は一つに決めなければならないか。

(委員長) 採択団体数を2から5としておいて、提案内容によって決めていくといったものか。

(委員) そういった裁量は持たせられないのだろうか。

(委員) 上限100万円の中で。

(委員) そういったフレキシビリティは、団体に対して逆に失礼なものになってしまうか。

(委員長) 実際にそのようにしている補助制度もある。

(委員) 補助金額に定めがない場合、例えば50万円と30万円と20万円の提案が提出されたときに困ってしまう。

(委員長) そのような場合には、提案事業の内容ではなく申請金額で落とさざるを得ない可能性が生まれる。確かに様々な提案が想定されるため、一律に選定しづらいという側面はある。

(委員) 選考方法が難しくなるだろう。

(委員) 提案事業の予算の審議が難しい。本当にこの予算が正しいかという検証をしなくてはならなくなってしまうか。

(委員) 30万円で提案された事業に対し、20万円で実施可能ではないかという議論が生まれる。

(委員) 鎌倉市市民活動センター運営会議が行っているファンドはこれ近いかと思う。例えば、40万円のファンドの枠内で、応募した団体に採配するようなイメージだったかと。

(委員) そのとおり。

(委員) 平塚市の市民活動ファンドの審査員をやっていたときも、公開審査で、委員が金額を減らしたりするという手法で行っていた。

(委員) 提案事業の金額を減らして実施してみてもどうかという公開審査を行う事例もあると聞く。

(委員) その審査の際には、予算の詳細を提出していただき、本当にこの内容が今必要なのかという観点から判断させていただいていた。

(委員長) なかなか実際に行くと厳しいか。

(委員) 事務局は大変だっただろう。

(委員長) 本当にその内容が必要かという根拠は、数字だけでは測れないこともあるだろう。

(委員) 提案事業の予算の審査より、むしろ提案事業の公共性や社会性とその効果について審査すべき。予算ありきで審査すべきではないだろう。

(委員) そう思う。

(委員長) そうすると何団体を採択するのが良いか。

(委員) 東樹委員のご発言にあった、新コースのターゲットとする団体の予算を 100 万円から 300 万円と仮定して、その予算の 10 分の 1 程度の補助に規模とするというのはすごくわかりやすいと思う。

(委員) 分かりやすい。団体の規模をイメージすることができた。

(委員長) そうすると 3 団体への補助となる。

(委員) 基金とは何か。

(事務局) 令和 3 年度に新設した「かまくらエール基金」のことで、ふるさと寄附金からの寄附も募っているもの。ふるさと寄附金のメニューにエール基金の項目があり、市民活動を推進するために使ってくださいということで、毎年約 250 万の寄附をいただいている。これを予算上は基金という名目で毎年積み立てているというものになる。

新コースの財源となるエール基金は、年間約 250 万円の寄附をいただいている。令和 3 年度から寄附を募り始め、令和 4 年度末で約 500 万円、今年度末には約 750 万円になることが見込まれている。

なぜ新コースの上限額が 100 万円であるかということ、あくまでも原資は基金となるため、毎年 250 万円確実に入ってくるという保証はないことから、仮に寄附がなかったとしても、年間 100 万円であれば一度策定したコースを今後 7 年間程度は継続することができると想定しているためである。

(委員) 基金の項目に説明がついているのか。

(事務局) 選択できるようになっている。

(委員) エール基金とだけ書かれていて、皆分かって寄附をしているのか。

(事務局) 説明もついているが、寄附する方が自分で調べていることもあるだろう。

(委員長) 採択団体数については、3 団体ということによろしいか。

(委員全員) 了承。

(委員) 3 団体程度であれば、審査する方としても、例えば公募委員の人にとっても良いと思う。

(委員) 事務局の負担としてはいかがか。ある程度団体の伴走をすることになると思うが、3 団体を採択するときにはハンドリングできるか。

(事務局) 協働コースに関しては、地域のつながり課職員がメンターとして、団体と担当課双方にしっかりと伴走するようにしているが、この新コースに関しては、あくまで補助金を支出することがメインになる。このため、事業の性質としてはスタートアップコースに近いものであり、大きな負担はないと想定している。

(委員長) 上限は 1 団体あたり 30 万円ということになると思うが、例えば 20 万円の事業の提案ばかりのときに 5 団体を採択するというようことは、上限を超えなければ問題ないか。

(事務局) 問題ない。

(委員長) であれば、概ね 3 団体、1 団体上限 30 万円とし、少ない額の提案ばかりのときには、採択団体数も増えるかもしれないという要素を入れていただきたい。

(委員) 新コースのイメージするところとしては、設立 3 年以内の団体はスタートアップコースで、ある程度成熟している場合には新コースという想定か。

(委員長) この点も議論が必要な部分で、これまでの議論にあった「設立 4 年目以降」という基準を

今回の案では削除している。このため、設立3年目以内の団体については、最初はスタートアップコースに申請することもできるが、最初から新コースに応募することもできるという案となっている。この案でよろしいかについてご意見いただきたい。

前回の委員会では、新コースに応募する団体として、様々な補助制度を活用するうちのひとつとして新コースに応募するような団体を想定していたことから、ある程度事業を行う体制が整っており、目的が明確な団体については、設立年数に関わらず新コースに応募することができても良いのではないかという観点からこのような案となっているが、この点についてはいかがか。

(委員全員) 了承。

(委員長) スタートアップコースと新コースの趣旨としては、団体そのものを支援するという部分は同じであり、異なる部分としては、設立間もない団体を対象とした支援か・そうでないかということと、金額、そして採択団体数という部分である。

新コース応募条件として設立4年目以降の団体という基準は削除する。

新コース設立の趣旨は市民自治の推進ということで、事業の支援を行うというよりは、いわゆる市民自治につながっているか、すなわち、「つながる鎌倉条例」に沿ったものであるかという観点で選考することが求められるだろう。

この点に関して、今年度のスタートアップコースに応募のあったある団体のプレゼンでは、事業の内容だけを見ると活動自体は公益的であったものの、活動者が特定の人に限定されており、活動地域の横断的な関係性の拡大に繋がらない計画であるという提案があった。

活動自体の評価は選考する観点の一つの項目ではあるが、事業の選考を行う際は、活動地域の住民の方が新たにメンバーなり、住民がその活動に関わることのできるといった社会参加のような側面なども総合して評価しており、恐らくこうした活動の成果が市民自治につながると思っている。

新コースがスタートアップコースの性質に近いことを考えると、新コースの設立の趣旨は市民自治の推進という先ほどの資料説明であった通りでよろしいと思うが、いかがか。

(委員全員) 了承。

(委員長) 最後に新コースの名称について、これまでは地域社会・課題解決コースという案だったが、これまで議論や設立趣旨からすると違うのではないかということで、ご意見をいただきたい。

(委員) 特定のイメージを持たせず、団体を応援するという趣旨からすれば、「エール基金事業」で良いのではないかと思った。エール基金のお金を使うため、そのまま名称として使うことが良いと思ったがいかがか。

(委員) 新コースの財源が基金だということについて、寄附していただいた方々分かるような名称にしたいという気持ちはある。

(委員) エール基金という名前がどこか入ると良いという気はする。

(委員長) おっしゃるとおり、寄附してくれた方にとって、このコースに使われていることが分かることは良いことだと思う。

(委員) 次の寄附に繋がるような形にしたい。ただし、全体の事業名が「つながる鎌倉エール事業」であるので、ややこしくなってしまうか。

(委員) 基金のお金を使っているということは打ち出したいところだが。

(委員) 他の2コースは市の財源が使われているという違いもある。

(委員)「団体応援コース」など。

(事務局) 次の委員会においては本日の議論を基に要綱等の細かい内容を検討していく予定だが、名称については新コースの議論の最後でも間に合うので、また引き続きご検討いただきたい。

本日の名称の検討で最も重要な点として共通していたことは、基金を活用したコースであることという部分であった。他の二つは市の財源で行っているという違いがあることから、次回の委員会では皆様の検討を基に事務局案を提出させていただきたい。

(2) 委託ガイドラインについての報告について

事務局から、資料2-2(1)及び2-2(2)に基づいて説明。

(委員長) ご意見はあるか。

(委員) 鎌倉市では、随意契約のガイドラインとプロポーザル方式等の実施に関するガイドラインというものが同じ令和3年1月にでていると思うが、それらを眺めてみると、案外この二つのガイドラインに基づいて実施可能なのではないかと思った。

事務局の説明にあった2号随契というのは、「あなたじゃなきゃ困る」という性質の契約であると理解した。その内容であれば、このガイドラインをベースに契約できるのではないかと考える。市民活動団体を優遇する制度ということについては判例があるので不可能だと思うが、2号随契で実施するという点についてはどのようにお考えか。そもそもこのプロポーザル方式等の実施に関するガイドラインについては、この検討の中の視野にあったか。

(事務局) プロポーザルも2号随契の一つであり、契約をする相手方から提案される形式である。

これまで検討してきた内容は、そういった煩雑な手続きを抑え、ある程度NPOに対して任意に委託することができる根拠となりうるガイドラインの策定を想定していた。

(委員) おっしゃることはよく分かったが、委託ガイドラインの立て付けを根本から検討しなければならない状態なので、今あるもので何か工夫ができないかという議論もあるだろう。先ほど申し上げた随契ガイドラインについて、2号随契とするならば、団体自身が「自分の団体にしかできない」と言うことができれば一番良い形になるので、既にあるガイドラインの活用ができないのかということを感じたところであった。

(委員長) プロポーザルの重要な点は、価格以外の要素を評価に反映させるという意味で意義のある契約方法である。しかし、プロポーザルを行うためには多くの手続と期間を要するため、契約予定価格が大きくないと適用することは難しい側面がある。

NPOを優遇するためではなく、機会均等の理念から、そもそもNPOが委託の俎上にも載っていないことが問題であると思っている。地元で活躍してる中小企業を含めて、価格以外のポイントを随意契約で評価し、NPOが受注する機会をつくることの意識を担当課が持つことが重要であると記載できればそれでいいと思う。この頭の切り替えはすごく大事だと思っている。

先ほどのエール事業の検討で、このご時世における50万円でも足りないという山口委員からの指摘はまさにその通りで、随契の根拠となる政令には、市町村が随意契約可能な金額として50万円と規定されているが、何十年もこの50万円という規定は変わっていない。バブル景気と比べると貨幣の価値も下がっている。制度として決まっているからという理由では、現状は1ミリも変わらないので、違う論法で攻める必要があると思っている。

このとき、NPOに優先的に委託することには問題があるというのはその通りであるものの、そもそもNPOが契約相手になる機会から弾かれている現状を変えなければいけないという、機会の均等の観点からするとすごく大事な点である。

企業と同じ土俵に上がっている状況で委託先とならないのであれば仕方がないのかもしれないが、現状ではNPOがその俎上に載っていないため、その検討をしっかりとする必要があるということをガイドラインに書くことができれば前進だと思う。

内容としては、「こうした点に留意して随意契約をするように」ということが書ければ、価格だけで契約先を決めないということになる。そうするとNPOに対するチャンスは広がると考えている。

自治体の随意契約のガイドラインは必要だと思う。しかし、現在の契約は価格のみで相手先を選定するといったことや、2号随契するにあたっての理由をなんとか作るといった手法がとられていると思われる。こうしたことは随意契約の趣旨からも望ましくないことであり、契約しようとしている相手方が、他者と価格を比較したときに高価であることがその行動を引き起こしているのであれば、委託ガイドラインで制度化していくことは大事だと思う。

ただし、NPOが受注する意思の有無といったことや、そもそもNPOが対象になる委託の存否については分からない点がある。この点のご意見はいかがか。

(委員) こんな制度があるといいと思っている例として、本日のような委員会に出席したときに託児のできる団体のリストがあると良いと思った。行政に問合せがあったときに、職員がリストを見て、そこに載っている団体に連絡を取れるような制度があれば良いと思った。

(委員長) 事業としては良いかもしれないが、行政が現在委託している多くの事業の中で、NPOに委託できる事業があるのかどうかというところ。

自治体が様々な事業者に委託している数千件の業務のうち、NPOが担える事業がどの程度あるのかについてはよく分かっていないところがあるので、どんなにいいガイドラインを作っても、そもそも委託できる事業が無ければあまり意味がないことになってしまう。

(委員) 委託契約の情報が伝わりづらくなっているということはないか。事業そのものがNPOに適するか以前に、それを知らないということがあると思う。その情報を伝える手段は何かあるのか。

(事務局) 随意契約の一定の事業は公表しているので、見られるようになっている。

(委員長) 入札に参加するためには事前の登録が必要で、その上多くの事業がある。そのうちどれだけの事業をNPOが担えるかについて分かっていない。委託の制度を作ることは大事だと思うが、実効性や効果があるかと問われると確証が持てない。

(委員) 入札の問題点としては、その業務に対する専門性がなくても、大きい業者が取ってしまうことが数多くある。例えば、協働の事例集を作るという委託事業があったとすると、協働についての専門性が無い事業者では、どこにヒアリングをしたらいいかということすらできないといったことが考えられる。

しかし、入札の場合は価格で決まってしまうため、業務の専門性がなくても受託できてしまうところが一番大きな問題点だと考える。このため、事業者の専門性の見える化をNPO側もうまく見せることができるようになるといいと思う。こうした点からすると、委託ガイドラインには、市民活動団体の専門性が重要であるということを出せるといいと思った。

(委員長) 今のお話を逆に捉えると、委託業務の出し方の問題もあるだろう。具体的な専門性や現場の情報に精通している事業者に委託を出すという技術的な内容についてガイドラインに記載することができると思う。

(委員) その組織内に専門家がいるか否かといった項目を一つのポイントとしておくとも良いかもしれない。

(委員長) 今おっしゃったように、専門知識を有しているかということと、もう一つは、地域性の要素として、地域のことが分かっている事業者という点で言えば、市内に事業所があるか否かという要件や、日常的に地域との関係を持っていることといった要件を付すことなど、こうした内容をガイドラインに記載することができれば、大きな企業は入れなくなるだろう。

(委員) この点では、「横浜型地域貢献企業」のような制度があると良いと思う。

(委員) その場合の社会貢献とはどのようなものか。

(委員) 例えば、登録するに当たっては女性の役員の割合などをチェック項目としているなど、かなり細かい制度となっている。

しかし、実際に横浜市の認定を受けた後に、社会貢献が何か分からない企業が何をしていたかよく分からないといった相談を多く受けたことがある。ただ、この認定が公共工事の入札において加点要素となるため、その価値は大きい（横浜市の公共工事の落札においては企業の技術力等と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方式を採用しており、横浜型地域貢献企業に認定されていることが評価項目の一つとなっている（2023年3月改訂版 横浜市『横浜市総合評価落札方式ガイドライン（令和5年度）』）。

(委員) 認定証のようなものが交付されるのか。

(委員) 認定マークが付与されるほか、公共工事の入札において加点要素となるもの。

(委員長) 認定機関は外部団体か。

(委員) 第三者の団体となる。

(委員) NPO法人が運営しており、事務局は財団が担っている。

(委員長) 入札要件として、一定の地域貢献などの価格以外部分について配慮があることは大事な観点だと思う。今の検討においては随意契約を前提とするが、事業者選定に物差しがあると良い。例えばNPOセンターで交付する認定証でもいいのかもしれない。

(委員) 鎌倉にも入札参加のための事業者の登録制度があると思うが、NPOも登録しているのだろうか。

(事務局) 入札参加資格として、県の電子入札システムに登録が必要となっている。

(委員) 過去にアリスセンター（特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ）にて横浜市の業者登録をしていたことがあるが、活動内容と関係ない業務の依頼が来ることもあったが、行政の業務委託等に関する情報を受け取ることができる。

(委員長) NPO側の努力も必要だということだと思うが、登録する際の基準と合わせて、価格以外の情報をしっかりと考慮するような業務委託の仕様書の書き方も大事な点となる。

(委員) 例えば、NPOセンターにて、NPOが業務を担うことが推奨されるような事業のリストを作成し、団体に伝えていただくことも一つ手段として良いかもしれない。

(委員) 業者登録の仕方も合わせてできると良い。

(委員) JCNE（日本非営利組織評価センター）が毎週金曜日の16時頃に、「NPOが押さえてお

きたい省庁情報」として、各省庁等の機関のプレスリリースの中でNPOに関連する情報をリスト化して掲載してくれている。そういった情報があると、団体もそれを見てトライしてみようと思うきっかけが作れるかもしれない。

(委員) 行政側は、鎌倉市内にどのような市民活動団体があって、それぞれの団体がどのような強みを持つてるのか自体分かっていないだろう。その意味で、NPO団体を行政に売り込むような仕組みというものが一つ必要になる要素だと思う。

もう一方の行政の役割として、団体が入札参加資格に登録するといったことには一足飛びにはいかないにしろ、例えば、地域のつながり課が団体を認証する制度を作るなど、行政側による働きかけも必要な要素であると思う。

また、先ほどのプロポーザルのお話では、どうしても金額が大きい事業が想定されるものの、将来的に市民活動団体も参入できるように団体の育成を進める必要があると思う。

まずはできるところから少しずつ着手し、少しずつ鎌倉らしい取り組みになると良い。

(委員長) 確かに、行政側の仕様書の出し方と、NPO側の情報の発信の仕方という両方の側面を進めていくことができると良い。こうした内容をガイドラインに書けるといいのだが、随契ガイドラインに手を加えるというのは担当課も異なることなので難しいとは思われる。ただし、今のご意見は重要な提案だと思う。

入札参加資格の登録について見てみると、書類を揃えるだけで相当大変な労力がかかることだと見受けられる。発展途上の団体にとってはかなり難しいことだと想像できる。

(委員) 他の自治体の入札や委託業務の例としてはどのような事業があるか。

(委員長) 業務は多岐に渡っており、その時期によっても全然異なる。

(委員) 例えばNPOセンターに団体登録したときに、法人化する際のメリットとして、具体的に行政がNPO向けに委託を出しているリストが示されていないと、任意団体のままで良いと思ってしまうことにつながるのではないだろうか。

(委員長) 特に委託を受けることを目指さなければ、任意団体のままでも問題はないので、団体の発足理由として委託を受けることを目指していたか否かに関わってくるだろう。ただし、委託を受けるためには法人格がないと現実的に厳しいということはその通りである。

ある程度団体に資金力ないと受託できない業務が数多くあるため、受託できる団体は限られると思う。業務数が多いため、NPO向けに仕分けされた情報として確認できるように整備されている必要がある。行政側がどのような団体を想定して、どのような情報を出すかということに大きく左右されるだろう。

(事務局) 本日の議論をまとめ、改めて次回の議題として改めて取り上げる予定。

3 その他

市民活動センターの利用登録基準について

事務局から、資料3に基づき説明。

(委員) 個人の団体登録という言葉に矛盾があると思う。個人登録と団体登録に分けた方が良いと思う。また、ここでは触れられていないが、市民活動の定義について「つながる鎌倉条例」の逐条解説の中にあり、生涯学習や趣味の活動はこの条例の市民活動には該当しないと記載がある。

鎌倉市の生涯学習センターは利用料金がかかる一方で、市民活動センターは登録さえすれば無

料で会議室が借りられるという理由から市民活動センターに登録するという事例も見受けられるため、この点については明確に分けておく必要があると考えている。

(委員長) 現在も判断はしているのか。

(委員) している。直近の例では、かなり趣味的の強い団体が登録申請をしてきたため、法人の理事会で諮り、登録をお断りした。事前に地域のつながり課にも相談した。

(委員) 個人登録としたとき、この先ずっと個人のままで良いのか。

(委員) 一定の条件は付ける必要があるかどうか。

(委員長) 藤沢市ではどのように記載していたか。

(委員) 将来団体になることを想定して登録という流れか。

(委員) 説明としてはその通り。ヒアリングを必ず行い、そこで判断していた。団体登録の一環で行っていた。

(委員長) 団体登録の形の中で個人も認めるということ。

対象は市民以外でも問題ないか。

(委員) 条例に市民等の定義としてまとめられている。

(事務局) 「つながる鎌倉条例」では、市民等の規定として、市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行うものとし、その市民等が、自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動を市民活動と規定している。

(委員) 現状、個人の登録の割合はかなり高いのか。

(委員) 現在は個人の登録は認めておらず、基準もないため、今後どうするか議論となる。

(委員長) この案では、個人の登録を無原則に認める訳ではなく、一定の条件を満たした場合は認めるということか。

(委員) そのようになるだろう。

(委員) 「つながる鎌倉条例」という素敵な名称がついている条例があるので、つながる気持ちを持っている人が登録できると良いと思う。いずれは個人ではなく、人とつながっていく予定のある人や、つながっていききたいという意味を持つて人が登録できると良いと思う。

(委員長) 資料3の「結論」の(1)という部分について、基礎的情報と活動状況の情報という資料の提出を求める中で、今の趣旨を汲み取るということになるのだろう。

(委員) 「つながる鎌倉条例」いう名称がついているため、そういった意思のある人を支援するというものなのだろうが、個人のみで活動を行うという人ばかりが登録していくことは意図するところではないだろう。

(委員) 個人登録にあたってのスクリーニングの項目は、資料3の「結論」の(1)に書いてある①と②となるのだろう。この項目に当てはまらなければ登録はできないということ。

(委員長) 具体例での説明が難しいが、決算資料や規約といった資料の提出を求めるとすると、一人でも組織としての体裁を保って活動しているかどうか問われることになるのだろう。

具体的にはどのような人がいるのか。

(委員) 藤沢の登録基準を見て思い出したが、藤沢の場合は個人登録という項目がなく、団体登録のみであり、市民活動団体登録票に団体名や目的、定款の有無等を必ず記載いただいた上でヒアリングを行い、本当に目的を達成できるかということを確認する。

具体的な活動の例としては、地域のコミュニティ紙として地域の情報を集約するために、ゆく

ゆくは地区ごとに特派員のような仲間を増やしていきたいという方はいた。

(委員長) 事務局の案としては、個人でも団体に準じた活動をしていると認められるときは、個人で活動していたとしても、団体登録の対象として考慮するという趣旨である。

(委員) 個人の方が登録する際には、今後どのように仲間を増やしていくかということについては必ず伺った方が良いでしょう。

(委員長) このような前提があれば、今の活動の延長で登録できても問題なさそうか。

(委員) 大丈夫だろう。問題は、登録時にはいずれ仲間を増やしていくと計画しつつ、それが実現できていないとき、登録を解除するかといった話になると思う。

(委員長) もちろん実現できていないならその可能性はあるだろう。

(委員) ただし、仲間はそう簡単に増えないこともある。個人の登録の趣旨をうまく伝え、例えば人を募集するためのチラシの作成の提案や、別件での相談対応の時などに、個人の方の活動とつながったら面白いのではないかといった積極的な紹介など、センター側としてもサポートが必要である。

(委員) そういった努力も必要かもしれない。

(委員) 登録をした後は抹消されないのか。

(委員) この案では資料3の裏面に書いてあるように、センター条例に利用の制限という規定があるので、ここに当てはまるようなときにはそうなる。

(委員) 最終的に登録を解除するか否かという課題については、例えば、活動報告書を出さないような団体については登録を解除しても良いと思うのだが、それは問題か。

(委員) すぐには登録を解除することはできないだろう。活動報告書の提出の例で言えば、何らかの事情で提出できない、あるいは提出したいもののできないといった様々な状況もあると思う。この例では一定の猶予を設けることは必要だろう。

(委員) ある自治体では、それまでにどれだけ活動実績があるかに関わらず、期日までに提出しないと登録抹消という例もある。こうした対応は厳しいだろうか。

(委員) 何千という規模で登録があるのであれば、そうした対応も一つの手段かもしれない。しかし、数百の単位であれば厳しい対応をとることもないのではないか。

(委員長) これまでの運用の継続性を考慮しつつ、指定管理者の裁量の範囲でやっていただく部分になるだろう。急に運用方針を変更することは問題もあるだろうが、先ほどの例にあった、活動報告書の提出を求めても提出が無い団体については、登録を解除するという検討の対象にはなると思う。もちろん、個別に催促して対応することは大事だろう。